開発行為による公共施設(道路)の管理

及び帰属に関する協議書(帰属なし)

倉敷市と、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「申請者」という。）は、都市計画法（昭和４３年法律第１００号。以下「法」という。）に基づく開発行為又はその工事により設置される公共施設（道路）の管理及び帰属に関し、法第３２条の規定により、次のとおり協議した。

記

１　新たに設置される公共施設（道路）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 所　在 | 番号 | 種別 | 概　要 | | | 管理者 | 土地の  帰　属 | 備　考 |
|  |  |  | 幅員（ｍ） | 延長（ｍ） | 面積（㎡） |  |  |  |
|  |  | 道路 |  |  |  | 申請者 | 申請者 |  |

２　法第４０条第１項が適用される従前の公共施設（道路）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 所　在 | 番号 | 種別 | 概　要 | | | 管理者 | 土地の  帰　属 | 備　考 |
|  |  |  | 幅員（ｍ） | 延長（ｍ） | 面積（㎡） |  |  |  |
|  |  | 道路 |  |  |  |  |  |  |

３　道路の構造

　道路構造については道路構造令（昭和４５年政令第３２０号）による設計とし、法に基づく開発許可申請の手引き（社団法人岡山県建築士会発行）のとおりとする。

４　道路の管理について

申請者は責任をもって、公共施設（道路）の管理を行うものとする。

５　その他

(１)公安委員会と協議が必要な場合は、申請者が行う。

(２)開発区域外の工事は、（道路または水路の）占用許可及び工事施行承認を受けてから施工する。

(３)途中で開発行為を廃止した場合、公共施設の復元は申請者が責任をもって行う。

６　履行について

1. 協議後、この協議書に基づき誠実かつ速やかに工事及び事務処理をする。
2. この協議書に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協議書に定めのない事項で必要がある場合は、倉敷市及び申請者がその都度協議して定めるものとする。

この協議の成立を証するため、協議書２通を作成し、倉敷市及び申請者記名押印の上、各自その１通を所持するものとする。

令和　　年　　月　　日

道路管理者　　　倉敷市

　　　　　　　　倉敷市長　伊　東　香　織

申請者　　　　　住所

氏名

担当者及び連絡先

設計者　　　　　住所

氏名

　　　　　　　　担当者及び連絡先

施工者　　　　　住所

　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　担当者及び連絡先